

水質事故の未然防止に ご協力をお願いします

水質事故をなくそう！



河川などの公共用水域に油や薬品、異常排水などが流入する水質事故が、例年数多く発生しています。水質事故が発生すると、魚が死んだり、取水に影響するなど、場合によっては大きな被害をもたらす可能性があります。

水質事故は、発生させた原因者の責任です。原因者は、事故の影響がなくなるまで措置を行う必要があるとともに、事故措置にかかった費用の負担や被害に対する賠償を求められることもあります。

水質事故は、普段から事故を想定した対策を行うことで、未然に防ぐことができます。水質事故が発生しないよう、未然防止にご協力をお願いします。



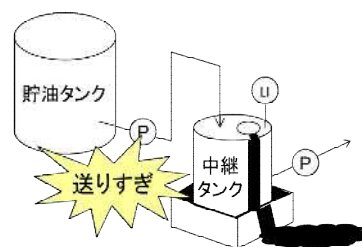
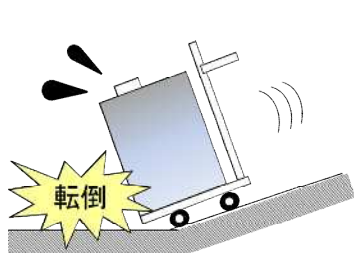
魚類へい死



油流出

● 代表的な原因について

- ・ドラム缶運搬中の転倒などによる油流出。
- ・給油中トラブルによる油流出（※給油ポンプ異常など）
- ・不適切な油保管（※廃油タンクへの雨水混入による流出など）
- ・設備の分解点検作業中の油漏れ
- ・薬品類の不適正処分（※知らずに流すなど）
- ・負荷変動等での排水処理トラブルによる異常水の流出



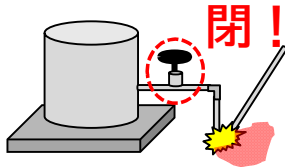
＜必要な対策＞

- (1) 日常からリスク(事故)を想定した、保管の方法と作業手順の確認
- (2) 施設改善工事や移転工事を発注する際は、作業手順や確認事項を工事業者に徹底

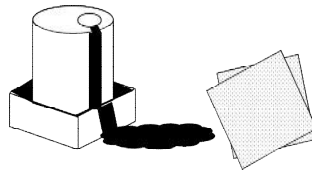
● 応急措置の実施について

水質事故を起こしてしまった時には、直ちに流出防止のための「応急措置」と「事故の連絡」を行って下さい。

◇発生源を止める
(バルブの閉止など)



◇回収する
(吸着マットなど)



◇流下を防ぐ
(オイルフェンスなど)



● 水質事故発生時の連絡先について

管轄する県民事務所等、または政令市の環境担当課にご連絡ください。

※水質汚濁防止法における政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市）

工場又は事業場の所在地	連絡先、郵便番号、住所、電話番号
豊川市、蒲郡市、田原市	東三河総局 県民環境部 環境保全課 〒440-8515 豊橋市八町通5-4 TEL：0532-54-5111(代表)
新城市、設楽町、東栄町、豊根村	東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課 〒441-1365 新城市字石名号20-1 TEL：0536-23-2111(代表)
瀬戸市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市 尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市 清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町 豊山町、大口町、扶桑町	尾張県民事務所 環境保全課 〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1 TEL：052-961-7211(代表)
津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町 蟹江町、飛島村	海部県民事務所 環境保全課 〒496-8531 津島市西柳原町1-14 TEL：0567-24-2111(代表)
半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市 阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町 武豊町	知多県民事務所 環境保全課 〒475-8501 半田市出口町1-36 TEL：0569-21-8111(代表)
碧南市、刈谷市、安城市、西尾市 知立市、高浜市、幸田町	西三河県民事務所 環境保全課 〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4 TEL：0564-23-1211(代表)
みよし市	西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課 〒471-8503 豊田市元城町4-45 TEL：0565-32-7494